第5の6 免疫の機能障害

障害程度等級表

級	別	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	指数
1	級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど 不可能なもの	1 8
2	級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制 限されるもの	1 1
3	級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	7
4	級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4
5	級		
6	級		

一 身体障害認定基準

1 13歳以上の者の場合

- (1) 等級表 1 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア CD4 陽性 T リンパ球数が $200/\mu\ell$ 以下で、次の項目 $(a\sim1)$ のうち 6 項目以上が認められる もの。
 - a 白血球数について $3,000/\mu\ell$ 未満の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く
 - b Hb 量について男性 $12g/d\ell$ 未満、女性 $11g/d\ell$ 未満の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く
 - c 血小板数について $10 \, {\it T}/{\it \mu \ell}$ 未満の状態が $4 \, {\it B}$ 以上の間隔をおいた検査において連続して $2 \, {\it D}$ 以上続く
 - d ヒト免疫不全ウイルス―RNA 量について 5,000 コピー/m0以上の状態が 4 週以上の間隔 をおいた検査において連続して 2 回以上続く
 - e 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - g 月に7日以上の不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く
 - h 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - j 口腔内カンジダ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - 1 軽作業を越える作業の回避が必要である

- イ 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のも の。
- (2) 等級表 2 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア CD4 陽性 T リンパ球数が $200/\mu\ell$ 以下で、(1)の項目 ($a\sim1$)のうち 3 項目以上が認められるもの。
 - イ エイズ発症の既往があり、(1)の項目(a~1)のうち3項目以上が認められるもの。
 - ウ CD4 陽性 T リンパ球数に関係なく、(1)の項目 $(a\sim 1)$ のうち a から d までの 1 つを含む 6 項目以上が認められるもの。
- (3) 等級表 3 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア CD4 陽性 T リンパ球数が $500/\mu\ell$ 以下で、(1)の項目 ($a\sim1$)のうち 3 項目以上が認められるもの。
 - イ CD4 陽性 T リンパ球数に関係なく、(1)の項目 $(a\sim 1)$ のうち a から d までの 1 つを含む 4 項目以上が認められるもの。
- (4) 等級表 4 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア CD4 陽性 T リンパ球数が $500/\mu\ell$ 以下で、(1)の項目 ($a\sim1$)のうち 1 項目以上が認められるもの。
 - イ CD4 陽性 T リンパ球数に関係なく、(1)の項目 $(a\sim 1)$ のうち a から d までの 1 つを含む 2 項目以上が認められるもの。

2 13歳未満の者の場合

- (1) **等級表 1 級**に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「サーベイランスのための HIV 感染症/AIDS 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)が採択した指標疾患のうち 1 項目以上が認められるもの。
- (2) 等級表 2 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 次の項目 $(a\sim r)$ のうち1項目以上が認められるもの。
 - a 30 日以上続く好中球減少症(<1,000/μℓ)
 - b 30 日以上続く貧血(<Hb 8g/dℓ)
 - c 30 日以上続く血小板減少症(<100,000/μℓ)
 - d 1か月以上続く発熱
 - e 反復性又は慢性の下痢

- f 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染
- g 生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎
- h 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症
- i 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症
- j 反復性単純ヘルプスウイルスロ内炎(1年以内に2回以上)
- k 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹
- 1 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症(1回)
- m ノカルジア症
- n 播種性水痘
- o 肝炎
- p 心筋症
- q 平滑筋肉腫
- r HIV 腎症
- イ 次の年齢区分ごとの CD4 陽性 T リンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学 的分類において「重度低下」に該当するもの。

免疫学的分類	児の年齢					
	1歳未満	1~6歳未満	6~13歳未満			
正常	\geq 1,500/ $\mu\ell$	\geq 1,000/ $\mu\ell$	\geq 500/ $\mu\ell$			
	≧ 25%	≧ 25%	≧ 25%			
中等度低下	$750\sim 1,499/\mu\ell$	500~999/μℓ	200~499/μℓ			
	15~24%	15~24%	15~24%			
重度低下	$<750/\mu\ell$	$<$ 500/ $\mu\ell$	$< 200/\mu\ell$			
	<15%	<15%	<15%			

(3) 等級表 3 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 次の項目(a~h)のうち2項目以上が認められるもの。

- a リンパ節腫脹(2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす)
- b 肝腫大
- c 脾腫大
- d 皮膚炎
- e 耳下腺炎
- f 反復性又は持続性の上気道感染
- g 反復性又は持続性の副鼻腔炎
- h 反復性又は持続性の中耳炎
- イ (2) イの年齢区分ごとの CD4 陽性 T リンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「中等度低下」に該当するもの。

(4) 等級表 4 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、(3)の項目 $(a\sim h)$ のうち 1 項目以上が認められるもの。

二認定要領

1. 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、HIV 感染により永続的に免疫の機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。診断書は障害認定の正確を期するため、「13 歳以上用」と「13 歳未満用」とに区分して作成する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「障害名」について

「免疫機能障害」と記載する。

(2) 「原因となった疾病・外傷名」について

原因疾患名は「HIV感染」と書く。

障害発生年月日は、ヒト免疫不全ウイルスへの感染が確認された日時を原則とする。不詳の場合は、「参考となる経過・現症」欄にその理由を記載する。

(3) 「参考となる経過・現症」について

障害認定の上で参考となる事項があれば摘記する。個人の秘密に関わる事項を記載する場合には、障害認定に不可欠な内容に限定すること。障害固定又は障害確定(推定)年月日は、HIV 感染が確認され、検査結果や所見等が身体障害認定基準を満たすに至った日とする。この場合、「身体障害認定基準を満たした日」とは、検査結果が判明した日ではなく、検査実施の日と考えてよい。

(4) 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項を摘記する。治療の経過により障害程度に変化の予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

(5) 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見」について HIV 感染の確認方法は、認定対象者が 13 歳以上と 13 歳未満で異なるため、診断書は「13 歳以上用」と「13 歳未満用」とに区分して作成する。

(6) 13歳以上の場合

ア ヒト免疫不全ウイルス (HIV) 感染の確認方法

「サーベイランスのための HIV 感染症/AIDS 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999) を準用する。具体的には、HIV の抗体スクリーニング検査法(酵素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等)の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合に HIV 感染症と診断する。

- ○抗体確認検査(Western Blot 法、蛍光抗体法(IFA)等)
- ○HIV 抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法 (PCR等)等の病原体に関する検査
- イ CD4 陽性 T リンパ球数の測定

4週以上の間隔をおいた連続する2回の検査値の平均値のこれまでの最低値とする。

ウ 白血球数、Hb 量、血小板数、ヒト免疫不全ウイルス-RNA 量の測定における、4週以上の 間隔をおいた連続する2回の検査の時期は、互いに一致している必要はなく、これまでの最 低値とする。

エ エイズ発症の診断基準

エイズ発症の診断は、「サーベイランスのための HIV 感染症/AIDS 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)による。

オ エイズ合併症

「サーベイランスのための HIV 感染症/AIDS 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999) が採択した指標疾患としてあげられている合併症を意味する。

カ 期間・回数・症状等の確認

7日等の期間、1日3回等の回数、10%等の数値、下痢・嘔気・嘔吐・発熱の症状の確認は、カルテにもとづく医師の判断によるものとする。

キ 日・週・月の取扱い

特別の断りがない限り以下によるものとする。

1日: 0時から翌日の0時前まで(以下同じ)を意味する。

1週:連続する7日を意味する。

1月:連続する30日を意味する。暦月ではない。

ク 回復不能なエイズ合併症

エイズ合併症が回復不能に陥った場合をいい、回復不能の判定は医師の判断による。

ケ日中

就寝時以外を意味する。

コ 月に7日以上

連続する30日の間に7日以上(連続していなくてもかまわない)を意味する。

サ 日常生活上の制限

生鮮食料品の摂取制限以外に、生水の摂取禁止、脂質の摂取制限、長期にわたる密な治療 厳密な服薬管理、人混みの回避が含まれる。

シ 軽作業

デスクワーク程度の作業を意味する。

(7) 13 歳未満の場合

ア 小児のヒト免疫不全ウイルス感染の確認方法

13 歳未満の小児の HIV 感染の証明は、原則として 13 歳以上の場合に準じる。ただし、周 産期に母親が HIV に感染していたと考えられる生後 18 か月未満の小児については、HIV の 抗体スクリーニング検査が陽性であり、さらに次のいずれかに該当する場合においてヒト免 疫不全ウイルス感染とする。

○ 抗原検査、ウイルス分離、PCR 法等の病原検査法のいずれかにおいて、ウイルスまたは 抗原が証明される場合 ○ 血清免疫グロブリン値、全リンパ球数、CD4陽性Tリンパ球数、CD4陽性Tリンパ球の 全リンパ球に対する割合、CD8陽性Tリンパ球数、CD4/CD8比等の免疫学的検査所見を総 合的に判断し免疫機能が著しく低下しており、かつHIV感染以外にその原因が認められな い場合

イ 年齢区分毎の免疫学的分類

当該小児の免疫機能を評価するには、CD4 陽性 T リンパ球数又は CD4 陽性 T リンパ球の全 リンパ球に対する割合を用いるものとし、双方の評価が分類を異にする場合には重篤な分類 により評価すること。

ウ 小児の HIV 感染の臨床症状

身体障害認定基準 2 の(2)のアの臨床症状については、その所見や疾患の有無、反復性について判定すること。

2 障害程度の認定について

- (1) 免疫の機能の障害の認定は、ヒト免疫不全ウイルス感染に由来するものであり、認定の考え方に関して他の内部障害と異なる場合があるので留意すること。
- (2) 急性期の病状で障害の程度を評価するのでなく、急性期を脱し、症状が落ちついた時点での免疫機能を評価することが、より正確に免疫の機能の障害を評価できるものと考えられる。
- (3) 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、感染者の主訴や症候等の診療録への記載に努めること。
- (4) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害においては、認定に際し、感染の事由により、認定の対象から除外されることはないので、認定に際し了知すること。
- (5) 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれたい。

晳 疑

1. 認定基準において、各等級を規定している各 種の検査数値は、治療前の数値を用いるのか、 あるいは治療開始後の数値を用いるのか。

仮に、検査数値が認定基準に合致していたもしている。 のが、治療が奏功して基準を満たさなくなった 場合は、治療をしていなければ明らかに認定さることでは、治療開始前の検査数値をもって れていたとの判断により、認定してかまわない 認定して差し支えないが、治療をしなかった場 カシ

- 2. 認定基準の「13 歳以上の場合」の1級の規程 ア. 検査値が、当該基準値を下回る(又は上 文中、
- ア. 「4週間以上の間隔をおいた検査において2 回以上続く」とは、どのように解するのか。特 に、一般的に毎月同じ曜日の外来日を指定され て受診している場合は、日数的な間隔は常に 27 日間しか空かないこととなるが、これを4週間 と解して取り扱ってかまわないか。
- イ. 同様に「月に7日以上・・・」とはどのよう に解するのか。
- ウ. 強い倦怠感、易疲労、嘔吐、下痢などの項目 は、どのように確認するのか。

- 3. 認定基準における年齢区分の使い分けについ
- ア. 診断書の「13歳以上用」と「13歳未満用」を 数値が認定基準に合致した日の満年齢をもっ 使い分ける年齢は、診断書の作成時点での満年|て取り扱うことが適当である。 齢と考えてよいか。

答 口

一般的に、身体障害認定基準においては、 治療の有無にかかわらず、申請のあった時点で の直近の所見や検査数値を用いることを想定

ただし、すでに抗 HIV 治療が開始されている 合を想定して認定することは適当ではない。

回る) 状態が持続することを確認するため の規定であり、これによって免疫機能の障害 を評価することを想定している。

また、毎月1回、曜日を決めて受診してい るような場合は、27日間であっても4週間 と見なすことは可能である。

- イ. 外来診察時又は入院回診時、自宅での療養 時等において、38 度以上の発熱があったこ とが診療記録等に正確に記載されており、 このような状態が連続する30日の間に7 日以上(連続している必要はない)確認で きるということを想定している。
- ウ. イと同様に、診療記録の記載から確認され たい。そのためにも、平素からこれらの症状 について、継続的に記録を取っておくことが 必要である。

ア、イともに、年齢区分の使い分けは、診断 書の作成時の満年齢ではなく、臨床症状や検査

また、免疫学的区分については、成長の過程 で障害程度の変化がある場合は、その時点での 質 疑

答 口

イ. 認定基準の「13歳未満の者の場合」の免疫学 | 区分で再認定することとなるが、変化がない場 的分類においても、診断書の作成時点の満年齢 と考えてよいか。また、この免疫学的区分は年 齢によって3区分に分けられているが、対象者 の成長に伴って、年齢区分を超えるたびに診断 書を作成し、再認定をすることになるのか。

合は、年齢区分を超えるたびに新たに診断書の 作成を要することを想定したものではない。

4. 認定基準の「13歳未満の者の場合」の免疫学 的分類において、年齢によって3つに区分され ているが、この区分はどのような考え方による ものか。また、「CD4 陽性 T リンパ球数」による 分類と、「全リンパ球に対する割合」による分類 よる分類とで区分が異なる場合は、検査数値の とで区分が異なった場合は、どちらの数値で認 定するのか。

認定基準における免疫学的分類は、アメリカ のCDC(防疫センター)の分類を採用したも のである。また、「CD4陽性Tリンパ球数」に よる分類と、「全リンパ球に対する割合」に 信憑性を確認した上で、より重度の区分に該当 する方の数値をもって等級判定することが適 当である。

5. 認定要領の1の「(6) 13歳以上の場合」のウ の規定文中、白血球数、Hb量、血小板数、ヒト 免疫不全ウイルス-RNA 量の測定値に関して、「検」いて複数の検査数値が得られている場合には、 査の時期は、互いに一致している必要はなく、 これまでの最低値とする。」とは、どのような 意味であるか。

各検査における数値が、それぞれ異なる検査 日における数値であって、かつ、同一検査にお 最も状態の悪い時点での検査数値(最低値)を もって判定することを想定している。

ただし、各検査の実施日がどの程度空いてい ても有効であるかは、日常生活活動の制限の状 況を判断している時期などを参考に、診断書作 成医の常識的な判断に委ねられるものである。

6. 認定基準の「13歳以上の場合」の2級の規程 文中のウ、「(1)の項目 $(a \sim 1)$ のうちaからd 数値として、高い客観性をもっていることによ までの1つを含む6項目以上」というように、 a から d までの項目が重要視されているのはな ぜか。

a から d までの項目は、医療機器による測定 る。このため、該当項目数が同じであっても、 a から d に該当する項目が含まれていない場 合には、下位の等級に認定される場合が考えら

また、項目fの「健常時に比し10%以上の体」れる。 重減少」との規定においては、成長期の体重増 加に対する配慮はないのか。

また、「10%以上の減少」の計算にあたって は、成長期における観察期間において、成長

質 疑	回 答
	の影響が明らかに大きいと判断される場合は、 同世代の健常者の身長、体重の増加率を参考 に、「体重の減少率」の判断に反映することは 適当と言える。
7. 認定基準の「13歳未満の場合」の(3)の(7)の	肝腫大、脾腫大、皮膚炎、上気道感染等の所
a~hの判定は、診断書作成医の判断で記載し	見の基準はあえて示していない。これは、診断
てかまわないのか。 	書作成医が、これらの所見に対する一般的な診
	断基準によって、それぞれの所見に基づく障害 程度の判定をすることを想定している。
	性及の刊足をすることを思足している。
8. 身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、	抗 HIV 療法を継続実施している間について
更生医療等の適用により、障害の程度が変化す	は、この障害の特性を踏まえ、原則として再認
ることが予想される場合については、他の障害	定は要しないものと考える。
と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施す	
ることとして取り扱ってよいか。	

身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害用)

総括表

心 行 衣	
氏 名	年 月 日生 男・女 (歳)
住 所	
① 障害名 (部位を明記)	
原因となった 変病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他 ()
③ 疾病·外傷発生年月日 年 月	日・場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所	所見を含む。)
障害固定又以	は障害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総合所見	
	〔将来再認定 要・不要 〕〔再認定の時期 年 月〕
⑥ その他参考となる合併症状	
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地	
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見[障害程度等級	
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害 ・該当する (受相当)
能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑 因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例に 様式)を添付してください。	ついては、「歯科医師による診断書・意見書」(別議会から改めて次頁以降の部分について、お問

1	L A 应 不 全 户 .	イルスにト	る免疫の機能障害の状況及び所見	(13 歳以上田)

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月

(2)については、いずれか1つの検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検 査 法	検 査 日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性、 陰性

注 酸素抗体法 (ELISA) 、粒子凝縮法 (PA) 、免疫クロマトグラフィー法 (IC) 等のうち 1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検 査 名	検 査 日	検査結果		
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、 陰性		
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性、 陰性		

- 注1「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査をいう。
 - 2「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。
- 2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は 次に記載すること

.Vに怒架していて、エイクを発症	正している有の場合は、次に記載すること。
指標疾患とその診断根拠	

注 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省 エイズ動向委員会、1999) に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症の	- -	حلک			حاك	
ため介助なしでの日常生活	个	能	•	ΠJ	肜	

3 CD4陽性Tリンパ球数 (/ul)

 - 1007 1-1	/ .		/// \	, pero	/			
検	查	日			検	查	値	
	年	月	田					/μθ
	年	月	日					/μℓ

平	均	値	
			$/\mu\ell$
			•

- 「検査値」の欄には、4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査値を記載し、 右欄にはその平均値を記載すること。
- 4 検査所見及び日常生活活動制限の状況
 - (1) 検査所見

検査日	年	月	日	年	月	目
白血球数			/μℓ			$/\mu\ell$

検査日	年	月	日	年	月	日
Hb量			g/dl			g/dl
検査日	年	月	日	年	月	日
血小板数			/μθ			/μθ
検査日	年	月	日	年	月	日
HIV-RNA量		C	opy/mℓ		C	opy/mℓ

注 4週間以上の間隔をおいて実施した連続する2回の検査結果を記入すること。

検査所見の該当数 [

個] … ①

(2) 日常生活活動制限の状況

次の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状	犬況の	の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び 易疲労が月に7日以上ある。	有	•	無
健常時に比し10%以上の体重減少がある。	有	•	無
月に7日以上の不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く。	有	•	無
1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある。	有	•	無
1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の吐き気が月に7日以上 ある。	有	•	無
「身体障害認定基準」 6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 障害(1)のアの(ア)のjに示す日和見感染症の既往がある。	有	•	無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。	有	•	無
軽作業を超える作業の回避が必要である。	有	•	無
日常生活活動制限の数[個]	2		

- 注1 「日常生活活動制限の数」の欄には、「有」を \bigcirc で囲んだ合計数を記載する。 2 「生鮮食料品の摂取禁止等」には、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長 期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」、「人混みの回避」が該当するものである こと。
- (3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしで の日常生活	不 能 ・ 可 能
CD4陽性Tリンパ球数の平均値 (/μℓ)	/μθ
検査所見の該当数 (①)	個
日常生活活動制限の該当数(②)	個

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

小児のHIV感染は、原則として以下の(1)及び(2)の検査により確認される。(2)については、いずれか1つの検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親がHIVに感染していたと考えられる検査時に生後18か月未満の小児ついては、(1)の検査に加えて、(2)のうち「HIV病原検査の結果」又は(3)の検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検 査 法	検 査 日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性、 陰性

注 酸素抗体法 (ELISA) 、粒子凝集法 (PA) 、免疫クロマトグラフィー法 (IC) 等のうち 1 つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又他はHIV病原検査の結果

	検 査 名	検 査 日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、 陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性、 陰性

- 注1 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法 (IFA) 等の検査をいう。
 - 2 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

(3) 免疫学的検査所見

検査日	年	月	日
I g G			$mg/d\ell$

松木 口	年	Ħ	
検査日	平	月	日
全リンパ球数(①)			$/\mu\ell$
CD4陽性Tリンパ球数(②)			/μθ
全リンパ球数に対するCD4陽性 Tリンパ球数の割合([②]/[①])			%
CD8陽性Tリンパ球数(③)			$/\mu \ell$
CD4/CD8比([②]/[③])			

2 障害の状況

(1) 免疫学的分類

検査日	年	月	日	免疫学的分類
CD4陽性Tリンパ球数			$/\mu\ell$	重度低下・中等度低下・正常
全リンパ球数に対するCD 4陽性Tリンパ球数の割合			%	重度低下・中等度低下・正常

注 「免疫学的分類」の欄では、「身体障害認定基準」6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(2)のイの(イ)による程度を○で囲むこと。

(2) 臨床病状

次の臨床病状の有無(既往を含む)について該当する方を○で囲むこと。

ア 重度の症状

指標疾患がみられ、エイズと診断される小児の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠	

注 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)に規定するものをいう。

イ 中等度の症状

臨 床 症 状	症状の有無
30日以上続く好中球減少症(<1,000/μℓ)	有 · 無
30日以上続く貧血(〈Hb 8g/dℓ)	有 · 無
30日以上続く血小板減少症(<100,000/μℓ)	有 · 無
1か月以上続く発熱	有 · 無
反復性又は慢性の下痢	有 ・ 無
生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染	有 · 無
生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎 又は食道炎	有 · 無
生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症	有 · 無
6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症	有 · 無
反復性単純ヘルペスウイルスロ内炎(1年以内に2回以上)	有 ・ 無
2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹	有 ・ 無
細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症	有 ・ 無
ノカルジア症	有 ・ 無
播種性水痘	有・無
肝炎	有・無
心筋症	有 · 無
平滑筋肉腫	有 · 無
HIV腎症	有 · 無
臨床症状の数[個] ・・・・・ ①	,

注 「臨床症状の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記入すること。

ウ 軽度の症状

臨 床 症 状	症状の有無
リンパ節腫膨脹(2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす。)	有 · 無
肝腫大	有・無
脾腫大	有 · 無
皮膚炎	有 · 無
耳下腺炎	有 · 無
反復性又は持続性の上気道感染	有 · 無
反復性又は持続性の副鼻腔炎	有 · 無
反復性又は持続性の中耳炎	有 • 無
臨床症状の数[個] ・・・・・ ②	

注 「臨床症状の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。